

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	住民基本台帳
分科会	1	住民分科会	調整項目	5	住民票の交付

中条町担当	町民福祉課	町民係	担当者名	
黒川村担当	住民課	住民係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
住民票の交付	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 同一世帯員 ・ 第3者からの申請の場合、本人の承諾印または委任状を要する。ただし、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付に関する奨励第3条第2項～第4項については不要。 <p>本人の承諾印、委任状がない場合は請求事由を明らかにする書面を要する。(この場合、特例の請求がない限り世帯主、続柄、戸籍事項を省略して発行。)</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 同一世帯員 ・ 第3者が申請者の場合、第3者の印と請求理由必要。(世帯主、続柄、戸籍事項省力された住民票の写しを発行) ・ 申請者欄に本人の印鑑が押印してあれば、申請書を第3者が持参しても交付している。第3者の印、請求理由必要。 	本庁、支所で中条町の例により統一する。																															
関係法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		